

小規模多機能 むさし 重要事項説明書

事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定 1393100159号)

事業所はご利用者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、又は指定予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 健康診断等.....	8
7. 契約の終了.....	8
8. 苦情の受付について.....	9
9. 運営推進会議の設置.....	9
10. 秘密保持.....	9
11. 個人情報の保護.....	9
12. 身体拘束その他の行動制限.....	9
13. 損害賠償責任.....	10
14. 協力医療機関.....	10
15. 非常災害時の対応.....	10
16. サービス利用にあたっての留意事項.....	11
17. 第三者評価について.....	11

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 けやきの杜  
(2) 法人所在地 東京都国分寺市戸倉4-14-7  
(3) 電話番号 042-321-2200  
(4) ファックス番号 042-327-0419  
(5) 代表者氏名 理事長 神原 富美子  
(6) 設立年月日 昭和61年1月17日  
(7) ホームページアドレス <http://www.keyakinomori.or.jp>

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所  
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  
平成27年3月31日 指定 1393100159号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能 むさし
- (4) 事業所の所在地 東京都国分寺市戸倉4丁目41-1
- (5) 電話番号 042-316-8246
- (6) 管理者氏名 高下 かおり
- (7) 事業所の運営方針 小規模多機能むさしは、通いを中心としてご利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、ご自宅や地域における生活の継続を支援します。
- (8) 開設年月 平成27年3月31日
- (9) 登録定員 25人  
(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員8人)
- (10) 居室等の概要 事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。  
宿泊サービスの際にご利用される居室は個室です(ただし、ご利用者の心身に状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室(個室)	7室	内1室2名
居間・食堂	50.75㎡	
台所	専用	
浴室	個浴	ひば浴槽
消防設備	自動火災通報装置	火災報知機及びスプリンクラー
その他		

※前記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必須が義務付けられている施設・設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常事業の実施地域

国分寺市全域（以外の地域の方は原則としてご利用できません）

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前10時00分～午後4時00分
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後5時00分～午前9時00分

※緊急時並びに必要時においては柔軟にサービス提供いたします。

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

### 4. 職員の配置状況

事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しております。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	配置数	職務の内容
1.管理者	1人			事業内容調整
2.介護支援専門員	1人	1人	(常勤は管理者兼任)	サービスの調整・相談業務
3.介護職員	3人	10人	通い：3人に対し1名 (内1名看護師) 宿泊：夜勤1名	日常生活の介護・相談業務
4.看護職員		2人		健康チェック等の医療業務

### 5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護給付、又は予防給付される場合<br>(介護保険、介護予防の給付対象となるサービス)   |
| (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合<br>(介護保険、介護予防の給付対象とならないサービス) |

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度で行うかについては、ご利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

## 〈サービスの概要〉

### ア 通いサービス

- ・事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

#### ①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場でご利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

#### ②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

#### ③排せつ

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・ご利用者の身体機能の低下の防止・向上のため、状況に適した機能訓練を行います。

#### ⑤健康チェック

- ・血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。

#### ⑥送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

### イ 訪問サービス

- ・ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービス提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

#### ① 医療行為

#### ② ご利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受

#### ③ 飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

#### ④ ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

#### ⑤ その他ご利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

### ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供いたします。

## エ 看取り（ターミナルケア）

ご利用者及びそのご家族が希望される場合は、容態が悪化した場合に、痛みや苦痛の症状の軽減に努め、穏やかで安らかに過ごしていただくために、精神的ケアを中心とした看取りを実施します。

### ①施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくため、環境整備を行います。また、ご家族の面会・付き添い等の協力体制に対し、出来る範囲内での設備を提供します。

### ②連携体制

看取り実施にあたり、関わる全ての職員で情報の共有化を図り、協力体制を築くと共に、より一層医療機関との連携を行っていきます。

### ③職員教育

より良いケアのため研修を行い、看取りについての理解を深めることに努めます。

## <サービスの利用料金>

### ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービス利用料はご利用者の要介護度に応じてことなります）。

ご利用者の要介護度とサービス利用にかかる自己負担額（1割負担）	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	3,723 円	7,524 円	11,288 円	16,589 円	24,132 円	26,634 円	29,367 円

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用者が事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・ご利用者と事業所の利用契約を終了した日

## イ 加算

### 【初期加算】

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用開始した場合も同様です。

加算対象サービスとサービス利用に係る自己負担額	初期加算（30日まで） 33 円（1日あたり）
-------------------------	----------------------------

### 【認知症加算 (Ⅲ)(Ⅳ)】

日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動がみられるご利用者へ、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

加算対象サービス利用に係る自己負担額	(Ⅲ) 1月につき 823円 (介護度3以上の方)
	(Ⅳ) 1月につき 499円 (介護度2の方)

### 【看護職員配置加算(Ⅲ)】

事業所は、職務に従事する看護師を1名以上配置している基準の内容に該当し、小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

加算対象サービス利用に係る自己負担額	(Ⅲ) 1月につき 520円
--------------------	----------------

### 【訪問体制強化加算】

事業所全体で、自宅においての訪問サービスを月200回以上である場合に、1月につき下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

加算対象サービス利用に係る自己負担額	1月につき 1083円
--------------------	-------------

### 【総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)】

ご利用者が地域での生活を継続できるよう、支援チームが日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関との調整、地域住民との交流等の取組を評価した場合に、1月につき下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

加算対象サービス利用に係る自己負担額	(Ⅱ) 1月につき 867円
--------------------	----------------

### 【介護職員処遇改善加算】

介護職員の処遇改善のために算定します。

※以上の基本給付費額と加算額に、地域加算(1,83)を乗じた額が、料金となります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

#### ア 食事の提供(食事代)

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

朝食：350円 昼食：500円 お茶等150円 夕食：500円

#### イ 宿泊に要する費用

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

3,500円/泊

ウ おむつ代  
実費

エ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費

オ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌々月25日までにお支払ください。

① 事業所での現金支払い

② 銀行振り込み

三菱UFJ銀行 国立支店 普通預金No.0798480

名義) 社会福祉法人けやきの杜 理事長 神原富美子

③ 自動口座引落とし

### (4) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適宜適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆ 5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、緊急な入院等の事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の全額

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### (5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

### 6. 健康診断等

サービス提供前に主治医等の健康診断を受け、診断書（意見書）を提出していただきます。その際、感染症を有し、他のご利用者に重大な影響を与えるおそれがある等やむを得ない場合には、治癒するまではサービスの提供をお断りする場合がありますのでご了承ください。

### 7. 契約の終了

ご利用者は、事業者に対して1週間の予告期間をおいて、本契約を解約することができます。ただし、ご利用者の急変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、ご利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて本契約を解約することができます。

次の事由に該当した場合は、ご利用者は直ちに本契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者がご利用者やご家族に対して、社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合

次の事由に該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解約することができます。

- (1) ご利用者のサービス料金の支払いが、催促したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合
- (2) ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- (3) ご利用者が入院、施設等への入所等により1ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- (4) ご利用者、又はその家族が事業者、サービス従業者、他のご利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合



次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) ご利用者が介護施設に1ヶ月以上、入所等した場合
- (2) ご利用者の要介護認定が非該当となった場合
- (3) ご利用者様が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

## 8. 苦情の受付について

### (1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 相談・苦情受付窓口担当者 矢口 翔虹
- 相談・苦情解決責任者 高下 かおり
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

国分寺市	介護保険課 Tel042-325-0111
国民健康保険団体連合会	介護福祉部相談窓口 Tel03-6238-0177
東京都社会福祉協議会	福祉サービス運営適正化委員会 Tel03-5283-7020

## 9. 運営推進会議の設置

事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

## 10. 秘密保持

事業所の職員は、業務上知り得たご利用者、又はその家族の秘密保持を厳守します。また、職員であった者が、業務上知り得たご利用者、又はご家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じます。

## 11. 個人情報の保護

サービス担当者会議において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、ご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は、ご家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン

等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

個人情報の取り扱いに関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

## 1 2. 身体拘束その他の行動制限

小規模多機能型介護サービスの提供にあたり、ご利用者、又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法によりご利用者の行動を制限しないものとします。

ご利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、ご利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行い、同意を得ることとします。

隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限した場合には、記録に次の事項を記載するものとします。

- ア 行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- イ 前項に基づくご利用者様に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- ウ 前項に基づくご利用者様のご家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

## 1 3. 損害賠償責任

サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者に損害を被った場合、事業者はご利用者に対して損害を賠償するものとします。

ご利用者の責めに帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、ご利用者及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

但し、事業者は、自己の帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご利用者が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) ご利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) ご利用者の急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発症した場合
- (4) ご利用者が事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 1 4. 協力医療機関

事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

< 協力医療機関 >

一般内科・訪問診療

さくらホームケアクリニック/さつきクリニック

歯科診療・訪問歯科

神山歯科医院

### 15. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者：高下 かおり

防火用設備：自動火災報知機、非常通報装置、スプリンクラー設置

〈地震、大水等災害発生時の対応〉

国分寺市、地域自治体、当法人の防災計画に準じ、対応する。

### 16. サービス利用にあたっての留意事項

◇サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

◇事務所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

◇他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

◇所持金品は、自己の責任で管理してください。

◇事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

### 17. 第三者評価について

受審の有無：有

実施の時期：令和5年度

評価機関：特定非営利活動法人赤坂福祉プランニング

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人けやきの杜 小規模多機能 むさし

介護支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者氏名

印

代理者氏名

印

ご利用者との関係 ( )